

「TOHOKU」の観光復興の継続的発信による誘客促進事業企画提案募集要領

「TOHOKU」の観光復興の継続的発信による誘客促進事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 「TOHOKU」の観光復興の継続的発信による誘客促進事業

2 事業目的

東北の観光は東日本大震災により甚大な被害を受け、とりわけ太平洋沿岸地域においては風評被害の影響により入込の回復が遅れる等、全国的なインバウンド拡大の流れから大きく後れを取っており、継続的な「TOHOKU」の情報発信が必要である。こうした中、2019年にはラグビーワールドカップ、2020年にはオリンピック・パラリンピックと国際的なビッグイベントの開催が続き、東北地方においても競技が開催されることから、この機に幅広い層に対する東北の認知度向上や東北の冬のブランド化を促進するとともに、東北全体で訪日外国人旅行者、選手、観客を歓迎する気運を醸成する。また、東北の現状について正確な情報発信を行うことにより、依然として残る風評・不安の払拭を図る。

3 契約期間 契約締結の日から令和2年3月13日（金）まで

4 実施場所 青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、仙台市（以下「6県1市」という。）

5 契約の相手方の選定

本事業は、6県1市による連携事業であり、仙台市が幹事として、公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

6 業務内容

(1) インフルエンサー等の招請等による「TOHOKU」情報発信

①インフルエンサー及びメディア等の招請

夏から冬にかけて海外から著名なインフルエンサー（タレント等も含む。東アジア、東南アジア及び欧米豪から10か国以上合計30名程度）及びメディア（東アジア、東南アジア及び欧米豪から10か国以上合計15社程度）を招請し、東北の四季、東北の新たな魅力、風評被害払拭につながる情報等を、対象市場の特性を踏まえつつSNSや動画投稿サイト等を活用して幅広く発信し、2020年度に向けた東北への誘客を促進すること。

【情報発信の例】

- ・2019年ラグビーワールドカップ開催地における会場及び周辺観光情報発信
- ・2020年オリンピック・パラリンピック開催地（ホストタウン等含む）におけ

る会場及び周辺観光情報発信

- ・テーマに合わせた体験型コンテンツ等の情報発信
- ・6県1市の旅行博出展に合わせた情報発信 等

②冬の東北のブランド化を目的とした情報発信

今後の冬の東北の旅行商品の増加を目的に旅行会社（東アジア、東南アジア及び欧米豪より10か国以上合計15社程度）を招請し、6県1市によるプレゼンテーション及び商談会等を実施し、東北の冬のコンテンツの情報発信を図ること。

③訪日外国人旅行者に対する「TOHOKU」情報発信

「旅ナカ」の訪日外国人旅行者に対する東北の魅力発信を図るため、海外エアラインの機内広告や国内外の空港及び駅の広告等の媒体を用いた情報発信を2回以上実施すること。

④ホームページを活用した情報発信

- ・過年度に制作したホームページ「Kingdom of Winter Trip TOHOKU WINTER PLAY」の修正及び新たに収集したコンテンツの追加を6言語（日本語・英語・繁体字・簡体字・韓国語・タイ語）で行うこと。
- ・効果的な情報発信につながるよう、上記ホームページへの効率的な誘導対策を実施するとともに、上記ホームページへのアクセス数を集計すること。

(2) 「TOHOKU」おもてなしフォーラム開催等

①「TOHOKU」おもてなしBOOK（仮）の作成

- ・2019年ラグビーワールドカップや2020年オリンピック・パラリンピックをはじめとする機会に東北を訪れる外国人旅行者に対し、「東北ならではのおもてなし」を行う気運を醸成するため、外国人観光客が旅ナカで抱えている問題等への理解を深めるとともに、接遇の向上に資する内容の冊子を7,000部程度作成すること。
- ・作成した冊子を6県1市指定の場所に納入するとともに、作成した冊子のデータを6県1市に納入すること。

②「TOHOKU」おもてなしフォーラム（仮）の開催

東北域内の行政・民間の観光関係者等を対象として、外国人旅行者のおもてなしに精通した講師に招いて上記①で作成した冊子の内容等を踏まえたフォーラム等（2回以上、参加者合計100名以上。他のイベントとの共催も可とする。）を開催し、「東北ならではのおもてなし」を行う気運の醸成を図ること。

(3) 「TOHOKU」観光復興情報発信

①教育旅行関係者の招請等による情報発信

- ・教育旅行関係者等（東アジア、東南アジアから5名程度）を招請し、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市の太平洋沿岸地域（以下「対象地域」という。）への教育旅行誘致を図ること。

- ・日本への教育旅行需要が高い国（東アジア、東南アジアより1か国以上）において、教育旅行関係者向けのセミナー等（2回程度、参加者合計20名程度）を開催し、対象地域の復興ツーリズムを通じた東北の情報発信を行うとともに、対象地域への教育旅行誘致を図ること。

②メディアの招請等による情報発信

対象地域に対する風評被害が根強い東アジア・東南アジアの国（韓国・香港・シンガポール等より2か国以上）からメディア（4社程度）を招請し、スポーツ・アウトドア等SIT（Special Interest Tour：特別な目的に絞った旅行）の観点から対象地域についての情報発信を行い、風評の払拭を図ること。

③ホームページを活用した情報発信

- ・過年度に制作したホームページ「TOHOKU Pacific Coast」の修正及び新たに収集したコンテンツの追加を6言語（日本語・英語・繁体字・簡体字・韓国語・タイ語）で行うこと。
- ・効果的な情報発信につながるよう、上記ホームページへの効率的な誘導対策を実施するとともに、上記ホームページへのアクセス数を集計すること。

(4) 相乗効果が期待できる独自の提案

上記の業務に加え、対象地域における外国人観光客の入込拡大に繋がる独自の提案を行うこと。なお、提案にあたっては対象地域内における観光関連団体（観光協会、地域DMO等）とともに、他の東北観光復興交付金広域連携事業や訪日プロモーション事業等との連携も考慮し、効果の最大化を図ること。

(5) 報告書の作成

上記の事業結果を取りまとめた上で、事業全体の報告書及び事業報告書概要版を作成し、指定する納入期限までに6県1市に提出すること。

形式：A4

納入期限：令和2年3月13日（金）

※ 上記報告書を収録した電子データ（PDF版）も提出すること。

(6) その他

本業務を円滑に遂行するため、6県1市への説明・連絡調整を行うこと。

第2 応募資格

仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者または次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと

※「地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者」とは、次に掲げる者をいう。

(ア) 契約を締結する能力を有しない者

- (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 営業に関し、関係法令に基づく許可・登録等を受けていること
- (3) 仙台市に本店または支店がある場合は、仙台市から課税されている市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税を滞納していないこと
- (4) 消費税及び地方消費税について滞納のないこと
- (5) 仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する「暴力団員等」でないこと
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと（暴力団等との関係を有しないこと）

第 3 スケジュール（予定を含む。）

- | | | |
|---|------------------------|---------------------|
| 1 | 企画提案募集開始 | 平成 31 年 4 月 24 日（水） |
| 2 | 企画提案に関する説明会 | 令和元年 5 月 10 日（金） |
| 3 | 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和元年 5 月 17 日（金） |
| 4 | 企画提案書作成等に関する質問への回答（予定） | 令和元年 5 月 21 日（火） |
| 5 | 参加申し込み期限及び企画提案書の提出期限 | 令和元年 5 月 28 日（火） |
| 6 | 企画提案書の選考（書面審査 ※） | 令和元年 6 月 3 日（月） |
| 7 | 企画提案書の選考（プレゼンテーションの実施） | 令和元年 6 月 6 日（木） |
| 8 | 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 令和元年 6 月 11 日（火） |

※企画提案書の書面審査は、提案事業者数が 5 社以上の場合のみ実施。

第 4 応募手続

- 1 企画提案に関する説明会

企画提案に応募しようとする者は、必ず以下により開催する説明会に参加しなければならない。

- (1) 開催日時 令和元年 5 月 10 日（金） 10 時 45 分から（1 時間程度）
- (2) 開催場所 仙台市役所本庁舎 5 階 第 2 会議室
（仙台市青葉区国分町 3-7-1）

- (3) 内容

- ① 業務の概要
- ② 質疑応答

※ 仙台市及び連携自治体の調整を担う一般社団法人東北観光推進機構の職員が説明を行う。

- (4) 参加申込方法

- ア 事業者名、出席者名を記載し、電子メールにより提出すること。
なお、説明会への出席者は、1事業者あたり2名以内とする。
- イ 提出先電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
仙台市文化観光局東北連携推進室
bun008620@city.sendai.jp
- ウ 提出期限 令和元年5月9日（木）正午まで ※必着
- 2 企画提案書作成等に関する質問の受付
- (1) 受付期限 令和元年5月17日（金）正午まで ※必着
- (2) 提出方法
- ア 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。
- イ 提出先電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
仙台市文化観光局東北連携推進室
bun008620@city.sendai.jp
- ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。
- (3) 回答方法
- 質問に対する回答は、令和元年5月21日（火）までに説明会の参加申込者全員に対して電子メールで行う。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- 3 企画提案への参加申込
- (1) 提出書類
- ア 企画提案参加申込書（様式第2号）1部
- イ 同種・類似業務の受託実績（任意様式）1部
- ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - ・過去2年以内に国、又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ウ 市税の滞納がないことの証明書 1部
- ※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請すること。
- エ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部
- ※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて申請すること。
- (2) 提出期限 令和元年5月28日（火）17時まで ※必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 提出先 仙台市文化観光局東北連携推進室（仙台市役所本庁舎4階）
- 4 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
企画提案書（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可） 10部
- (2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。
- (3) 提出期限 令和元年5月28日（火）17時まで（必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (5) 提出先 仙台市文化観光局東北連携推進室（仙台市役所本庁舎4階）

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

2 審査委員会での企画提案書の選考

- (1) 実施日 令和元年6月6日（木）※実施時間は別途定める。
- (2) 実施会場 仙台市役所本庁舎4階 文化観光局第1会議室
（仙台市青葉区国分町3-7-1）
- (3) 実施方法
 - ・出席者は1提案につき3名以内とする。
 - ・1応募者あたりの持ち時間は20分以内とし、その後必要に応じ適宜質疑応答を行う。仙台市が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
 - ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
 - ・原則としてプロジェクター等の使用は認めない。ただし、プレゼンテーションの持ち時間の範囲内で、提案者が自ら準備した機器等で行う場合はこれを妨げるものではない。
- (4) 選考結果の通知
審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

第6 評価基準・配点及び予定価格

1 次の審査項目及び配点（合計120点）により行うものとする。

- (1) 全体計画（配点10点）
業務実施の方向性、体制、スケジュール、経費配分及び業務の効率性は適切か（10点）
- (2) 業務別の内容（配点90点）
 - ① インフルエンサー等の招請等による「TOHOKU」情報発信
 - ・インフルエンサー及びメディア招請の企画の効果について（10点）

- ・冬の旅行会社招請、プレゼンテーション及び商談会の企画の効果について
(10点)
- ・「旅ナカ」の訪日外国人旅行者に向けた広告発信の企画の効果について
(10点)
- ・ホームページ「Kingdom of Winter Trip TOHOKU WINTER PLAY」のコンテンツ追加及びプロモーションの企画の効果について (5点)
- ② 「TOHOKU」おもてなしフォーラム開催等
 - ・外国人旅行者へのおもてなし気運醸成に資する冊子の企画の効果について
(10点)
 - ・外国人旅行者へのおもてなし気運醸成に資するフォーラムの企画の効果について
(10点)
- ③ 「TOHOKU」観光復興情報発信
 - ・教育旅行関係者等招請の企画の効果について (10点)
 - ・海外における教育旅行セミナー開催の企画の効果について (10点)
 - ・風評被害の払拭に資する海外メディア招請の企画の効果について (10点)
 - ・ホームページ「TOHOKU Pacific Coast」のコンテンツ追加及びプロモーションの企画の効果について (5点)

(3) 事業効果・独自性 (配点20点)

- ① 前年度までの成果、課題を踏まえた効果的な取り組みとなっているか (5点)
- ② 広域連携事業として効果的な取り組みとなっているか (10点)
- ③ 相乗効果が期待できる独自の提案がなされているか。 (5点)

2 予定価格

21,992,000円(税率8%として算出した消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

(上記金額のうち「TOHOKU」観光復興情報発信の業務については4,500,000円(税率8%として算出した消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。)

※ 参考

6県1市の予定価格の総額(上限額)は、145,108,000円(税率8%として算出した消費税及び地方消費税の額を含む。)であり、6県1市の負担額は以下のとおりである。企画提案書の作成にあたっては6県1市の負担額等も考慮すること。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市 各21,992,000円

(青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市の金額のうち「TOHOKU」観光復興情報発信

の業務については4,500,000円を上限とする。)

秋田県、山形県 各17,574,000円

(秋田県、山形県については「TOHOKU」観光復興情報発信の業務の金額を含まないものとする。)

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - (2) 本実施募集要領等に従っていない場合
 - (3) 選考に参加しなかった場合
 - (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (6) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
 - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
 - (1) 成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は6県1市に帰属するものとし、また、6県1市は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。ただし、本業務のうち「TOHOKU」観光復興情報発信による成果品の著作権は青森県、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市(以下「4県1市」という。)に帰属するものとし、また、4県1市は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
 - (2) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報

として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に委託者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、本業務中に知り得た個人情報は、一切の漏えいを禁止する。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て6県1市に帰属するものとする。ただし、本事業のうち「「TOHOKU」観光復興情報発信」により得られた成果は、全て4県1市に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、仙台市と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次市と協議することとする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性

対象地域における観光の現状と課題を分析した上で、課題解決に向けた業務実施の方向性を示すとともに、(4) 以下の内容に反映させること。

(4) 業務の全体計画

① 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

② 業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

① インフルエンサー等の招請等による「TOHOKU」情報発信

・インフルエンサー及びメディア等の招請について、実施時期や招請する市場、媒体の特徴等具体的に記載すること。

・冬の旅行会社招請、プレゼンテーション及び商談について、開催時期・場所、他事業との連携等具体的に記載すること。

・「旅ナカ」の訪日外国人旅行者に向けた情報発信について、使用する広告媒体、実施時期等具体的に記載すること。

・ホームページ「Kingdom of Winter Trip TOHOKU WINTER PLAY」の継続的な運営、情報更新及びプロモーションについて具体的に記載すること。

② 「TOHOKU」おもてなしフォーラム開催等

・「TOHOKU」おもてなしBOOK（仮）の内容等について、具体的に記載すること。

・「TOHOKU」おもてなしフォーラム（仮）について、開催時期・場所、他事業との連携等具体的に記載すること。

③ 「TOHOKU」観光復興情報発信

・教育旅行関係者の招請及び現地での教育旅行セミナーの内容について、実施時期及び相互の連携等について具体的に記載すること。

・メディア招請について、招請する市場、媒体の特徴や風評被害の払拭につながると考えられる点等について具体的に記載すること。

・ホームページ「TOHOKU Pacific Coast」の継続的な運営、情報更新及びプロモーションについて具体的に記載すること。

(6) その他事業効果の最大化につながる独自の提案

(7) 事業の実施体制

事務局の人数と役割など、事業の実施体制を記載すること

(8) 見積書

- ① 本業務は6県1市による広域連携事業となることから、仙台市が委託する本業務に対する見積書に加え、青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県に対しての見積書も合わせて提出すること。その際は、以下の各県の契約予定価格（上限額。税率8%として算出した消費税及び地方消費税の額を含む。）を踏まえたものとする。

青森県、岩手県、宮城県、福島県 各21,992,000円

秋田県、山形県 各17,574,000円

- ② 業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数1者につき1案

(2) ページ数等

・A4版片面印刷、表紙と目次を除き、15ページ以内、カラー印刷も可

(3) 提出部数10部